

伊勢市農業委員会 第231回 総会議事録

日 時	令和7年3月14日（金） 13時53分～14時55分
場 所	御薗公民館 2F 講堂
出席委員	18名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 橋本 博行 4番 山添 久憲 5番 金森 克實 6番 南平 博哉 7番 中山 隆文 8番 中西 重喜 9番 松野 武史 11番 澤村 元弘 12番 森川 正弘 13番 中西 善夫 14番 森 義孝 15番 松岡 壯次 16番 出口 勝信 17番 中西 正夫 18番 奥野 隆史 19番 大西 正義
欠席委員	1名 10番 濱口 節生
総会出席職員	農業委員会事務局 西村 明裕（局長） 中野 雅之（係長） 上野 結女（会計年度任用職員） 農林水産課 小森 珠代（会計年度任用職員）
会議録署名者	2番 森 美江 11番 澤村 元弘
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案） 議案第5号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について （農地中間管理機構への要請分）
報告事項	1. 農用地利用集積計画の中途解約について 2. 農地利用変更届出書について 3. その他

議 長	定刻より少し早いですが、ただいまから、伊勢市農業委員会第231回総会を開会いたします。 本日の出席者は<u>18</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。 本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、 2番の森 美江 さん 11番の澤村 元弘 さん のご両名にお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。
局 長	それでは付議事項につきまして提案させていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 議案第5号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について (農地中間管理機構への要請分) 以上5件でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
係 長	では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料と地図、議案差替及び正誤表と参考資料(2種類)を配布いたしました。不足のある方は、お知らせください。 それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。件数は6件、田が3筆7,092㎡、畑が7筆3,716㎡の計10筆10,808㎡でございます。

次のページをお願いします。

内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。詳細についてご説明致します。

それでは1－1ページをご覧ください。

1番、こちらは贈与でございます。受人は、譲渡人と受人の共有になっている小木町の田1筆について、贈与にてすべて受人の持分の農地にしたいとの申請にございます。申請地は小木町地内イオンタウン伊勢ララパークより西へ70mに位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

2番、こちらは売買でございます。受人は大湊町の田4筆（現況・畑）を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は大湊町地内 大湊町津波避難施設より西へ120mに位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

3番、こちらは贈与でございます。受人は、東大淀町の田2筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 J A伊勢北部ライスセンターより北へ250mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

4番、こちらでも贈与でございます。受人は、朝熊町の畑1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は朝熊町地内 伊勢朝熊郵便局より南東へ40mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

5番、こちらは売買でございます。受人は鹿海町の田1筆（現況・畑）を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内 J R参宮線 内宮踏切より南東へ120mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

	6 番、こちらは贈与でございます。受人は、矢持町床ノ木の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は矢持町床ノ木地内沼木バス床ノ木停留所より東へ 130m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。 現地調査の結果、荒廃農地と判断された 5 番について、営農計画書の提出を求めました。雑草等を刈り取り起耕し栽培に向けて準備し、しきびを作る旨を聞き取り、事務局において適正であると判断いたしました。2 番については、営農計画書等が提出されております。407・408 番に関しては、近隣の建設会社が許可を得ず資材等を置いていたとのことで、2 月末頃までに撤去し現況復旧する旨の始末書と、受人からは、うどん店と民泊を営むために店舗建築等を進めており、そこで提供する野菜を自ら栽培したいとの上申書が添付されています。332・333 番については、まず令和 7 年度中に雑草を刈り起耕し施肥や土壌改良を施します。その後、取得した全ての農地で、ナス・キュウリ等の野菜類を順次作付ける旨を聞き取り、事務局において適正であると判断いたしました。また、4 番は新規耕作者であるため、営農計画書が提出されており、継続して季節の野菜と果樹を栽培するとのことで、事務局において適正であると判断いたしました。 <u>なお、4 番は新規取得で新規耕作者であるため、許可後の耕作状況確認を推進委員に依頼します。</u> 議案第 1 号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。 5 番について、雑木もあり復旧に時間と労力がかかると思いますが、その後きちんと栽培されているか調査・確認をお願いします。 ほかにございませんか。
議 長	
大西委員	
議 長	

係 長	ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第2号「事業計画変更承認申請について」については、これを承認し、許可することに決定いたしました。続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。 3ページをお願いします。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。件数は10件、内訳といたしまして、田が14筆4,587㎡、畑が2筆1,982㎡の 計16筆6,569㎡でございます。詳細についてご説明致します。 次ページ(3-1)をご覧ください。 1番、こちらは売買でございます。受人である名古屋市中村区名駅4丁目で不動産業等を営むむさし家ホールディングス株式会社 代表取締役横山 高司さんが、一之木5丁目の田1筆を売買により譲り受けて、貸店舗(学習塾)と駐車場2台分及び駐輪場8台分としたいとの申請にございます。申請地は一之木5丁目地内 新一之木公園の東側に隣接する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。 2番、こちらでも売買でございます。受人は、神久3丁目の田1筆を譲り受け、隣接する母親所有の宅地2筆 計392.13㎡の内69.17㎡を使用貸借により一体利用して、住宅 2階建て1棟 建築面積56.31㎡としたいとの申請にございます。申請地は神久3丁目地内 三交バス神久町停留所より北へ40mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、事前着工と判断されました。よって、始末書の提出を求めたところ、譲渡人が20年前頃より、造成して雑種地として利用していたとのことでした。よって、現況地目は棒線表記となります。排水は合併浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリ
------------	---

ートブロックを設置するとのことをごさいます。

3番、こちらも売買でございます。受人である東京都港区芝4丁目で太陽光発電事業を営むQ.E.N.E.S.Tパワー合同会社 代表社員 Q.E.N.E.S.Tホールディングス株式会社 職務執行者 張 熙載さんが、村松町の畑1筆を譲り受けて、太陽光発電施設 設置面積 427.04 m²としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町2交差点より北西へ100mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことをごさいます。

4番、こちらも売買でございます。受人である神戸市灘区大石南町1丁目で太陽光発電事業等を営む株式会社トランスオーシャンプランニング 代表取締役 大河内 祥行さんが、村松町の畑1筆を譲り受けて、太陽光発電施設 設置面積 432.12 m²としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町1交差点より南へ300mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことをごさいます。

5番、こちらも売買でございます。受人である小木町で太陽光発電事業等を営む株式会社A.M.A.Z.E 代表取締役 入江 豪さんが、柏町の田1筆を譲り受けて、太陽光発電施設 設置面積 457.54 m²としたいとの申請にございます。申請地は柏町地内 柏団地公民館より北西へ40mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことをごさいます。

6番、こちらも売買でございます。受人は、二見町溝口の田1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に医療法人社団山本医院 理事長 山本 俊雄へ貸すために造成し、貸駐車場12台分としたいとの申請にございます。申請地は二見町溝口地内 溝口子どもの遊び場より南へ70mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことをごさいます。なお本案件は、建築物の建築を伴わない資材置場等の取扱いにあたりますが、借人は隣地で病院を開業しており、駐車場予定地と病院及び既存駐車場敷地

とが接しており、利用者の利便性と利用者の増加による駐車場不足を補うことが必要であるため、隣接農地を駐車場に借りたい状況です。そのため、事務局において、既存施設に付帯して隣接地に設置する場合であり「資材置場等の取扱いに該当しない」と判断いたしました。

7番、こちらは使用貸借でございます。受人は、二見町荘の田1筆1,609㎡の内390㎡を父から借り受けて造成を行い、造成後にそれを子どもが借り受けて、申請地に店舗併用住宅1棟 建築面積92.75㎡としたいとの申請でございます。申請地は二見町荘地内 国道42号 荘2交差点より北へ20mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除として擁壁を設置するとのことでございます。

8番、こちらは売買でございます。こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更にもなっており、改めて申請された案件で、事業計画変更の承継人である松阪市小片野町で不動産業などを営む株式会社ランド企画 代表取締役 野呂 絵里加さんが、小俣町元町の田7筆（現況・畑）を譲り受けて、分譲宅地8区画及び道路としたいとの申請でございます。申請地は小俣町元町地内 市営住宅小俣住宅より南西へ50mに位置する第3種農地でございます。通常の農地転用では、住宅建築としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が事実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。現地調査の結果、事前着工と判断されました。よって、始末書の提出を求めたところ、譲渡人が相続した時点で農地の一部に建っていた農業用倉庫（4条許可済以外）も解体し、安全面を考慮し基礎跡を埋め立てたためとのことでした。よって、現況地目は棒線表記となります。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

9番、こちらは使用貸借でございます。受人は、御薗町高向の田1筆（現

議 長	況・畑）を母親から借り受けて、借人が申請地に住宅2棟 母屋平屋建て1棟 建築面積 119.35 m²と別棟平屋建て1棟 建築面積 19.87 m² 建築面積計 139.22 m²としたいとの申請にございます。申請地は御薗町高向地内 協栄学園より東へ70mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて南側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことでございます。 10番、こちらは売買でございます。受人は、御薗町長屋の田1筆を譲り受け、隣接して所有する雑種地6筆 計 1,121.52 m²と一体利用して、岡本1丁目で施設警備業務等を営む株式会社 さくら警備 代表取締役 守田 龍司さんに、駐車場及び資材置場として貸し出したいとの申請にございます。申請地は一之木4丁目地内 勢京ビジネス専門学校より南西へ190mに位置する第3種農地でございます。当該申請地は、令和7年1月14日に伊勢市農業振興地域整備計画の農用地利用計画について農用地区域除外の公告がなされております。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。申請者は、隣接地に事業拡大に伴う従業員増により駐車場を確保してきましたが、業務上資材を置く場所が必要となり、従業員駐車場の安全を確保するために敷地を拡張する必要性もあったことにより、事業遂行上の必要性も認められることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。 議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむを得ないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。 （異議なしの声あり） 異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございます
------------	---

小森 (農林水産課)	ので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 異議なしということでございますので、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、8番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。 続きまして、議案第4号「伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)」を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。 それでは、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数252件で、田が507筆の636,160㎡、畑が30筆の30,145㎡、計537筆の666,305㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。 内訳といたしまして、 ◇1年間の利用権(賃貸借権)の設定が2件で、田のみ4筆7,241㎡。 ◇2年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ1筆2,921㎡。 ◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が6件で、 田が4筆の2,710㎡、畑が9筆の8,928㎡、計13筆の11,638㎡。 ◇5年間の利用権(使用貸借権)の設定が13件で、 田が9筆の5,479㎡、畑が12筆の10,086㎡、計21筆の15,565㎡。 ◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が48件で、 田が96筆の117,776㎡、畑が5筆の5,191㎡、計101筆の11,638㎡。 ◇5年間の利用権(賃貸借権)の移転が1件で、田のみ5筆7,809㎡。 ◇8年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ2筆2,062㎡。 ◇8年間の利用権(賃貸借権)の移転が1件で、田のみ2筆2,062㎡。 ◇10年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で、畑のみ1筆894㎡。 ◇10年間の利用権(使用貸借権)の移転が1件で、畑のみ1筆894㎡。 ◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が90件で、 田が196筆の246,154㎡、畑が1筆の2,076㎡、計197筆の248,230㎡。 ◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が87件で、 田が188筆の241,946㎡、畑が1筆の2,076㎡、計189筆の244,022㎡。
-----------------------	--

議 長	以上 252 件で、田が 507 筆の 636,160 m²、畑が 30 筆の 30,145 m²、計 537 筆の 666,305 m²でございます。転貸抜きの件数は 162 件で、田が 312 筆の 384,343 m²、畑が 28 筆の 27,175 m²、計 340 筆の 411,518 m²でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。 農林水産課提案の議案説明が終わりました。この内、6 番から 10 番は、中西善夫委員に関係する分でございます。ひとまず中西善夫委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。 (中西善夫委員 退席) 本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。 (異議なしの声あり) 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) ご異議なしとのことでございますので、議案第 4 号中の中西善夫委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、中西善夫委員にお戻りをいただきたいと思います。 (中西善夫委員着席後、審議再開) 続きまして、72 番、73 番、77 番～104 番、171 番、172 番は、奥野 隆史委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。 (奥野委員 退席) 本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願い
------------	--

いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第4号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、奥野委員にお戻りをいただきたいと思います。

(奥野着席後、審議再開)

続きまして、209番、210番は、中西 重喜委員に関係する分でございます。ひとまず中西重喜委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(中西重喜委員 退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第4号中の中西重喜委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、中西重喜委員にお戻りをいただきたいと思います。

係 長	(中西重喜委員着席後、審議再開) それでは、議案第４号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。 (異議なしの声あり) 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) ご異議なしとのことでございますので、議案第４号「伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）」は、これを承認することに決定をいたしました。 続きまして、議案第５号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理機構への要請分）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ５ページをお願いします。 この３月定例総会から、議案書に変更がございます。何の説明もなくいきなり５号議案が入った議案書を送付することとなってしまう、まずお詫びを申し上げます。この５号議案についてご説明をさせていただきます。この議案につきましては、委員の皆様も御承知のこととは思いますが、お配りしましたパンフレットのように利用権設定におきまして４月公告分から相対の契約ができず、すべて中間管理機構が間に入っての契約になります。この内容が５号議案となります。 これにより手続きの４月公告分につきまして、市が公告をすることがなくなり、３月、定例総会にて内容を審議した後に中間管理機構に送付して、中間管理機構が県に依頼して翌月の４月の下旬に公告がなされるという流れとなりました。そのため、今後の定例総会におきましては翌月公告分の審査をお願いすることとなります。 またこの５号議案書の様式レイアウトも従来の４号議案書から変更
------------	---

させていただきます。

これからの手続きは、これまでと同じように農林水産課が中間管理機構の委託を受けて計画を作成します。そしてこの計画を定例総会で審議したのちにこの計画のデータを中間管理機構へ送付して、県へ依頼して公告する流れになります。この手続きにより。計画のデータのやり取りが必要となりました。そして、この5号議案書の様式のレイアウトが、農林水産課が中間管理機構へ送付するデータのレイアウトの内容そのものになっております。事務処理の効率化を図るため、議案書様式を中間管理機構へ送付するデータレイアウトが極力そのまま使用するように変更しました。

《様式の変更点を説明。》

そしてこの定例総会では。従来通りに市が3月に公告する分が第4号議案、そして来月に県が公告する分の第5号議案が両方存在するという事になっております。また、4月以降におきましては、市が農業委員会へ要請することがなくなりますので、今後は市の農林水産課から職員がきて説明をすることはなくなり、事務局がこの分も説明することとなります。書式につきましては、データ送付の書式としたことから、これまで書式が違うため見づらい部分もあるかと思いますがご理解賜りますようお願いいたします。

それでは、議案第5号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理機構への要請分）」でございます。申し訳ございませんが、急遽1件追加がありましたので、本日配布しました差替分の議案をご覧ください。件数は13件、内訳といたしまして、田が10筆16,225㎡、畑が8筆13,290㎡の計18筆29,515㎡でございます。詳細についてご説明いたします。

内訳といたしまして、

◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が9件で、

田が10筆の16,225㎡、畑が4筆の9,860㎡、計14筆の26,085㎡。

◇10年間の利用権（使用貸借権）の移転が1件で、畑のみ1筆の894㎡。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が3件で、畑のみ3筆の2,930㎡。

以上件数は13件、内訳といたしまして、田が10筆16,225㎡、畑が8筆13,290㎡の計18筆29,515㎡でございます。計画の概要につきましては、次ページ（5－1）をご覧ください。

議案第5号の説明は、以上でございます。この内容でよろしければ、中間管理機構への要請を総会後速やかに行うものでございます。

議 長	ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。 (異議なしの声あり) 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) ご異議なしとのことでございますので、議案第5号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理機構への要請分）」は、これを承認することとし、農地中間管理機構へ要請することに決定しました。 以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。
係 長	続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。 1. 農用地利用集積計画の中途解約について ……35件(説明内容記録省略) 2. 農地利用変更届出書について ……2件(説明内容記録省略) 報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いします。

係 長	それでは事務局から２点、連絡させていただきます。 １点目は、今月の現地調査のお願いでございます。 ・３月２５日（火） 橋本 博行 委員、中川 亜沙美 委員 ・３月２６日（水） 金森 克實 委員、中西 善夫 委員 にそれぞれお願いをさせていただいております。当日９時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。 ２点目は、地域計画についての報告でございます。 《局長より説明。》 連絡は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。 それでは、特にないようでございますので、第２３１回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____